平成２２年（フ）第６０８号
栃木県真岡市加倉106番地５　リバティハイムⅡ―102号、前住所栃木県真岡市荒町46番地７　福田アパート２号棟
債務者　古徳　弘美
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１３号
栃木県宇都宮市下岡本町1851番地２
債務者　松田　智恵
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１４号
栃木県宇都宮市平出町1773番地
債務者　小沼　美香
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１８号
栃木県宇都宮市西川田町1089番地９　藤コーポ102
債務者　伊藤　英次
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１２６号
横浜市戸塚区名瀬町791番地　市営名瀬住宅20棟402号
債務者　中村　信康（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２２３号
横浜市戸塚区秋葉町210番地３　藤和ライブタウン東戸塚Ⅰ―216号
債務者　神田　能守
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２７６号
横浜市鶴見区北寺尾１丁目14番２号
債務者　前田　恵理（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２８５号
横浜市港南区野庭町394番地　ライオンズマンション上永谷第２―101号
債務者　深野　　薫
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０号
大分県豊後大野市三重町小坂4197番地18
債務者　江藤美由紀
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第３２号
大分県竹田市久住町大字久住4180番地
債務者　西林乃婦子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第３４号
大分県豊後大野市三重町赤嶺1010番地５
債務者　首藤　哲也
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第４８６号
岡山市中区平井７丁目22番５号
債務者　長門　拓実
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５５号
岡山県備前市伊部968番地３
債務者　鈴木美佐子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９号
香川県丸亀市飯山町東坂元3580番地224
債務者　安達　久二
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午前９時50分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１３１号
沖縄県中頭郡中城村字伊集136番地２
債務者　仲松　千里（旧姓徳元）
1　決定年月日時　平成22年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１３９号
沖縄県沖縄市高原１丁目６番12―301号　県営高原団地
債務者　松下江梨子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部